

改正

平成15年3月31日要綱第37号

平成18年7月24日要綱第183号

平成19年7月9日要綱第118号

平成20年3月31日要綱第52号

平成26年9月30日要綱第170号

平成27年11月30日要綱第123号

平成27年12月28日要綱第135号

調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、在宅の障害者を介護している家族等（以下「介護者」という。）が疾病等により障害者の介護が一時的に困難になった場合又は介護者の休養が必要な場合に、当該障害者を保護し、もって障害者及び介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「障害者」とは、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づき愛の手帳を交付された者をいう。

第3 実施主体等

在宅障害者ショートステイ事業（以下「事業」という。）の実施主体は、市とする。ただし、市は、利用登録及び利用の可否、利用登録承認の取消し並びに費用負担の決定を除き、事業を社会福祉法人調布市社会福祉事業団に委託して実施するものとする。

第4 対象者

事業を利用することができる者は、市内に居住する中学生以上の障害者で、その介護者が一時的に介護をすることが困難になったものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が特別に必要と認めた者に事業を利用させることができる。

第5 実施施設

事業の実施施設は、調布市知的障害者援護施設等条例（平成11年調布市条例第27号）第3条第1号に掲げるなごみ（以下「なごみ」という。）とする。

第6 利用日数

事業を利用することができる日数は、月7日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、必要と認められる日数を延長することができる。

第7 利用登録の申請等

事業を利用しようとする者又はその介護者は、調布市在宅障害者ショートステイ事業利用登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用登録の可否を決定し、調布市在宅障害者ショートステイ事業利用登録承認・不承認通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

第8 利用の申請等

第7第2項の規定により登録した者（以下「利用登録者」という。）のうち、事業の利用を希望するもの又はその介護者は、調布市在宅障害者ショートステイ事業利用申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、調布市在宅障害者ショートステイ事業利用承認・不承認通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

第9 利用手続の特例

市長は、事業を利用しようとする者が、極めて緊急性が高く、直ちに保護を要すると認められるときは、第7及び第8の規定にかかわらず、手続を口頭又は電話で行い、事業を実施することができる。この場合において、当該事業を利用しようとする者又はその介護者は、事後直ちに第7及び第8に規定する手続を行わなければならない。

第10 利用の制限

市長は、利用登録者のうち、事業の利用を希望するものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を承認しないことができる。

- (1) 常時医療の管理下に置く必要があるとき。
- (2) 明らかに他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

第11 利用登録承認の取消し

市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 辞退の申出があったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録の承認を取り消したときは、調布市在宅障害者ショートステイ事業利用登録承認取消通知書（第5号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

第12 利用者の送迎

利用者（第8第2項の規定により利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の入退所時の送迎は、介護者が行うものとする。

第13 費用負担

利用者及びその保護者（利用者が18歳未満の者に限る。以下同じ。）は、調布市知的障害者援護施設条例（平成11年調布市条例第27号）に定めるところにより、次の各号に掲げる費用について当該各号に定める額を負担しなければならない。

- (1) 使用料 調布市知的障害者援護条例施行規則（平成15年調布市規則第24号）第9条第1項に規定する額
- (2) 食費 食事に係る費用の実費として市長が別に定める額

2 利用者及びその保護者は、前項の規定により負担する費用を、市長が別に定める日までに支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者が事業の利用中に治療等を必要としたときの経費は、利用者の負担とする。

4 市長は、利用者が事業を利用しない旨の連絡を利用することとなっていた日の前日の午後5時までにしないときは、第1項第2号に掲げる食費を請求することができる。

第14 事業の実施状況

なごみの施設長は、毎月の事業実績を翌月の10日までに調布市在宅障害者ショートステイ事業利用実績報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日要綱第37号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定による事業を利用している者は、この要綱の施行の日において、この要綱による改正後の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱第8の規定による承認があったものとみなす。
- 3 改正前の要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成18年7月24日要綱第183号)

- 1 この要綱は、平成18年7月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日以後の事業の利用に係るものについて適用し、同日前の事業の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年7月9日要綱第118号)

- 1 この要綱は、平成19年7月10日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成19年4月1日以後の事業の利用に係るものについて適用し、同日前の事業の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日要綱第52号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 第1の規定による改正前の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の様式(中略)は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成26年9月30日要綱第170号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第12の規定による改正前の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年11月30日要綱第123号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る手続について適用し、同日前の申請に係る手続については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2の規定による改正前の調布市在宅障害者ショートステイ事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第7関係）

第2号様式（第7関係）

第3号様式（第8関係）

第4号様式（第8関係）

第5号様式（第11関係）

第6号様式（第14関係）